

令和5・6年度 出水市建設工事に係る測量・設計等の業務委託入札参加資格申請要領

令和5・6年度において、出水市が発注する「建設工事に係る測量・設計等の業務委託」の入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、申請書の内容の一部については、情報公開制度の開示対象となりますので、あらかじめご了承ください。

1 留意事項

技術職員については、常時雇用していることを証する書類及び資格証等の写しを提出してください。

保険証の写しを提出する際は、必ず被保険者記号・番号が判別できないように黒塗りしてください。

証明書（印鑑証明書、納税証明書、登記事項証明書、代表者身元証明書）の発行日について、令和4年11月1日以降に発行されたものを提出してください。

2 受付対象 市内業者

※ 市内業者とは、以下のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 常時契約を締結する事務所として出水市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有し、かつ、営業所の実態が確認できる者
- (2) 常時契約を締結する事務所として出水市内に支社、支店、事業本部又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (3) 本市区域内に過去に本店等を置き、現在において鹿児島県内に主たる許可営業所を有し、かつ、本市に許可営業所を置く者で、営業の実態が確認できる者

※ 上記に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約等の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。

3 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 測量業務部門に登録を申請する者は、測量法第55条の規定により登録を受けた者であること。
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務部門に登録を申請する者は、建築士法第23条の規定により登録を受けた者であること。
- (4) 補償関係コンサルタント業務の申請者（不動産鑑定を希望する者に限る。）は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定により登録を受けた者であること。
- (5) 法令の規定により営業に関し、許可、認可及び登録等を受けていることを必要とされている場合には、これを受けている者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

4 受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで
（ただし、閉庁日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付期間満了後の受付はいたしません。

5 申請書等の入手方法

市ホームページからダウンロード（印刷）するか、本庁契約検査課、高尾野支所総合市民課及び野田支所総合市民課で配布します。

6 申請書等の提出方法

本庁契約検査課へ直接持参又は郵送してください。

ただし、郵送の場合は令和5年1月31日（火）午後5時15分までに契約検査課に必着とします。

郵送による提出で、受付証が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。

7 提出先及び問い合わせ先

出水市 政策経営部 契約検査課 契約係

〒899-0292

出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111（内線4711・4713）

8 入札参加資格の有効期間

資格審査に合格した者の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

9 提出書類

(1) 提出書類は別表のとおりです。

(2) A4紙ファイル（縦置き・色指定なし）の表紙・背表紙に「令和5・6年度 入札参加資格申請書」、「商号」、「電話番号」及び「FAX番号」を記入のうえ、別表番号順に綴じて提出してください。※詳しくは別添提出用フラットファイルイメージを御確認ください。

【提出書類】

番号	提出書類	様式	備考
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式1	
2	業態調書	様式2	
3	登録証明書・登録通知書等の写し		
4	営業所一覧表	様式3	
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し		R4.11.1以降 に発行されたもの （※個人の場合は、事業主の身元証明書）
6	営業の沿革	様式4	
7	測量等実績調書	様式5	R2、3年度分
8	技術者経歴書	様式6	保険証・資格証等の写しを添付
9	使用印鑑届	様式7	実印と使用印を押印すること。実印を使用する場合は、使用印欄にも実印を押印すること。
10	印鑑証明書（写し可）		R4.11.1以降 に発行されたもの
11	委任状	様式8	支店等に委任する場合
12	保険料納入証明書（写し可）		〈社会保険料等〉直近月分の領収書の写し 〈労災保険料・雇用保険料〉労働基準監督署発行のもの R4.11.1以降 に発行されたもの
13	I S O認証の登録証の写し		登録証だけでは適用サービスが確認できない場合は、付属書の写しも提出すること。
14	納税証明書（写し可）		（未納がない旨の証明書） 本市に支店等がある場合は本社所在地及び本市の納税証明書 ○法人の場合に提出するもの 市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、 市県民税特別徴収分 県税 法人事業税、自動車税 国税 法人税、消費税及び地方消費税[様式その3の3] ○個人の場合に提出するもの 市税 市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税 県税 個人事業税、自動車税 国税 所得税、消費税及び地方消費税[様式その3の2] （注1）電子納税証明書は不可 （注2） R4.11.1以降 に発行されたもの
15	日本下水道事業団法第26条第1項第4号の規定に基づく技術検定の合格証書の写し		取得者がいる場合は、提出すること。
16	（一社）文教施設協会主催の耐震診断講習会の修了証書の写し		取得者がいる場合は、提出すること。
17	（一社）文教施設協会主催の耐力度測定方法実務講習会の修了証書の写し		取得者がいる場合は、提出すること。
18	誓約書 自己及び自社の役員等の名簿		指定様式で作成すること。

《留意事項》

- ・保険証の写しを提出する際は、必ず被保険者記号・番号を黒塗りしてください。
- ・上記に定めるもののほか、必要に応じ別途提出書類を求めています。